

亀山市組織・機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第20号

亀山市組織・機構改革に伴う関係規則の整理に関する規則

(亀山市長の職務を代理する者の指定に関する規則の一部改正)

第1条 亀山市長の職務を代理する者の指定に関する規則(平成17年亀山市規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第2項の規定に基づき、亀山市長の職務を代理する職員は、 <u>総務財政部長</u> の職にある者とする。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第2項の規定に基づき、亀山市長の職務を代理する職員は、 <u>総合政策部長</u> の職にある者とする。

(亀山市公印規則の一部改正)

第2条 亀山市公印規則(平成17年亀山市規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
(証明書等の発行簿) 第11条 証明書、許可書、認可証等の発行において、課長 <u>又は室長</u> の専決事項に属するものについては、通常の起案書による決裁に代え、次の記載事項を設けた証明書等発行簿によって公印を使用することができる。	(証明書等の発行簿) 第8条 証明書、許可書、認可証等の発行において、課長の専決事項に属するものについては、通常の起案書による決裁に代え、次の記載事項を設けた証明書等発行簿によって公印を使用することができる。

[(1) ~ (5) 略]	[(1) ~ (5) 略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

別表第2中「政策課」を「広報秘書課」に、「産業振興課」を「農林振興課」に、「地域観光課長」を「地域サービス室長」に、「地域観光課」を「地域サービス室」に、

職印	亀山市 〇〇課 長印	長○亀 之○山 印課市	れい書	方 1 8	黄楊	各課長名による 文書用	各課	各 1
----	------------------	-------------------	-----	-------	----	----------------	----	-----

を

職印	亀山市 〇〇課 長印	長○亀 之○山 印課市	れい書	方 1 8	黄楊	各課長名による 文書用	各課	各 1
職印	亀山市 〇〇室 長印	長○亀 之○山 印室市	れい書	方 1 8	黄楊	各室長名による 文書用	各室	各 1

に、

「都市整備課」を「建築住宅課」に改める。

(亀山市情報公開条例施行規則の一部改正)

第3条 亀山市情報公開条例施行規則（平成17年亀山市規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
(公文書公開請求書の提出) 第2条 条例第6条の規定に基づき、公文書の公開を請求しようとするものは、公文書公開請求書（様式第1号）を <u>財務課</u> に提出するものとする。	(公文書公開請求書の提出) 第2条 条例第6条の規定に基づき、公文書の公開を請求しようとするものは、公文書公開請求書（様式第1号）を <u>総務課</u> に提出するものとする。

様式第2号から様式第9号まで及び様式第11号中「課 電話」を「 電話」に改める。

様式第12号中「課 担当者」を「 担当者」に改める。

様式第13号中「部 課」を削る。

(亀山市個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第4条 亀山市個人情報保護条例施行規則(平成17年亀山市規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
(開示の実施等) 第7条 条例第18条第1項及び第2項に規定する自己情報の記録の開示の実施に係る場所は、 <u>財務課</u> とする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。 [2及び3 略]	(開示の実施等) 第7条 条例第18条第1項及び第2項に規定する自己情報の記録の開示の実施に係る場所は、 <u>総務課</u> とする。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。 [2及び3 略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

様式第5号中「総合政策部総務課」を「総務財政部財務課」に改める。

様式第6号から様式第11号までの規定中「課 電話」を「 電話」に改める。

(亀山市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第5条 亀山市予算の編成及び執行に関する規則(平成17年亀山市規則第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。)及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 課長 亀山市行政組織条例第1条に規定する部に属さない課の長、<u>亀山市事務分掌規則</u>（平成30年亀山市規則第5号）第2条の表に掲げる課及び<u>室</u>の長、歴史博物館長、亀山市保育所設置条例（平成17年亀山市条例第87号）第2条の表に掲げる園の長、関認定こども園アスレ園長、会計課長、亀山市教育委員会事務局組織規則（平成30年亀山市教育委員会規則第4号）第2条各号に掲げる課の長、図書館長、<u>亀山市立学校設置条例</u>（平成17年亀山市条例第62号）第2条の表幼稚園の部に掲げる幼稚園の長、議事調査課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、<u>農業委員会事務局長</u>並びに消防総務課長をいう。</p> <p>(予算編成方針)</p> <p>第5条 <u>総務財政部長</u>は、市長の命を受けて、毎年度の予算編成方針を定め、あらかじめ部長及び課長に通知しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 課長 亀山市行政組織条例第1条に規定する部に属さない課及び<u>亀山市事務分掌規則</u>（平成30年亀山市規則第5号）第2条の表に掲げる課の長、歴史博物館長、亀山市保育所設置条例（平成17年亀山市条例第87号）第2条の表に掲げる園の長、関認定こども園アスレ園長、会計課長、亀山市教育委員会事務局組織規則（平成30年亀山市教育委員会規則第4号）第2条各号に掲げる課の長、図書館長、<u>亀山市立学校設置条例</u>（平成17年亀山市条例第62号）第2条の表幼稚園の部に掲げる幼稚園の長、議事調査課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長並びに消防総務課長をいう。</p> <p>(予算編成方針)</p> <p>第5条 <u>総合政策部長</u>は、市長の命を受けて、毎年度の予算編成方針を定め、あらかじめ部長及び課長に通知しなければならない。</p>

(予算の査定)

第7条 総務財政部長及び財務課長は、前条の規定により提出された要求書等を審査した上で、市長の査定を受けなければならない。

(予算の査定の結果通知)

第8条 総務財政部長は、前条の査定の結果を部長及び課長に通知しなければならない。

(予算の通知)

第10条 総務財政部長は、予算が成立したときは、直ちに会計管理者、部長及び課長に通知しなければならない。

(予算の執行方針)

第12条 総務財政部長は、当初予算の成立後、速やかに予算の執行方針（以下「執行方針」という。）を定め、部長及び課長に通知しなければならない。

2 総務財政部長は、執行方針を変更する必要があるときは、速やかに当該執行方針を変更し、部長及び課長に通知しなければならない。

(総務財政部長への合議等)

第25条 課長は、次に掲げる事項については、あらかじめ総務財政部長に合議しなければならない。

[(1) ~ (3) 略]

2 国庫支出金及び県支出金に係る交付決定に関する事項については、総務財

(予算の査定)

第7条 総合政策部長及び財務課長は、前条の規定により提出された要求書等を審査した上で、市長の査定を受けなければならない。

(予算の査定の結果通知)

第8条 総合政策部長は、前条の査定の結果を部長及び課長に通知しなければならない。

(予算の通知)

第10条 総合政策部長は、予算が成立したときは、直ちに会計管理者、部長及び課長に通知しなければならない。

(予算の執行方針)

第12条 総合政策部長は、当初予算の成立後、速やかに予算の執行方針（以下「執行方針」という。）を定め、部長及び課長に通知しなければならない。

2 総合政策部長は、執行方針を変更する必要があるときは、速やかに当該執行方針を変更し、部長及び課長に通知しなければならない。

(総合政策部長への合議等)

第25条 課長は、次に掲げる事項については、あらかじめ総合政策部長に合議しなければならない。

[(1) ~ (3) 略]

2 国庫支出金及び県支出金に係る交付決定に関する事項については、総合政

<p>政部長に供覧しなければならない。ただし、福祉に関する法令に基づいて支出する扶助費及び医療費に係るものを除く。</p> <p>第26条 課長は、1件500万円以上（公有財産購入費並びに補償、補填及び賠償金に係るものは、1件100万円以上）の支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ総務財政部長に合議をしなければならない。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>[(1) ~ (11) 略]</p>	<p>策部長に供覧しなければならない。ただし、福祉に関する法令に基づいて支出する扶助費及び医療費に係るものを除く。</p> <p>第26条 課長は、1件500万円以上（公有財産購入費並びに補償、補填及び賠償金に係るものは、1件100万円以上）の支出負担行為をしようとするときは、あらかじめ総合政策部長に合議をしなければならない。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>[(1) ~ (11) 略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

(亀山市会計規則の一部改正)

第6条 亀山市会計規則（平成17年亀山市規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1) ~ (2) 略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1) ~ (2) 略]</p>

(3) 主務課長 亀山市行政組織条例（平成17年亀山市条例第184号）第1条に規定する部に属さない課の長、亀山市事務分掌規則（平成30年亀山市規則第5号）第2条の表中欄に掲げる課及び室の長、歴史博物館長、亀山市保育所設置条例（平成17年亀山市条例第87号）第2条の表に掲げる園の長、会計課長、亀山市教育委員会事務局組織条例規則（平成30年亀山市教育委員会規則第4号）第2条の表に掲げる課の長、図書館長、亀山市立学校設置条例（平成17年亀山市条例第62号）第2条の表幼稚園の部に掲げる幼稚園の長、議事調査課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員会事務局長、農業委員会事務局長並びに消防総務課長をいう。

(3) 主務課長 亀山市行政組織条例（平成17年亀山市条例第184号）第1条に規定する部に属さない課及び亀山市事務分掌規則（平成30年亀山市規則第5号）第2条の表中欄に掲げる課の長、歴史博物館長、亀山市保育所設置条例（平成17年亀山市条例第87号）第2条の表に掲げる園の長、会計課長、亀山市教育委員会事務局組織条例規則（平成30年亀山市教育委員会規則第4号）第2条の表に掲げる課の長、図書館長、亀山市立学校設置条例（平成17年亀山市条例第62号）第2条の表幼稚園の部に掲げる幼稚園の長、議事調査課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員会事務局長並びに消防総務課長をいう。

備考 表中の [] の記載は注記である。

別表総合政策部の部中「総合政策部」を「総務財政部」に改め、同部政策課の項を削り、同部の前に次のように加える。

政策部	広報秘書課	課長
-----	-------	----

別表生活文化部の部を次のように改める。

市民文化部	まちづくり協働課	課長
	市民課	課長
	地域サービス室	室長
	文化課	課長
	歴史博物館	館長

別表健康福祉部の部長寿健康課の項を削り、同表産業建設部の部及び上下水道部の部を次のように改める。

環境産業部	商工観光課	課長
	農林振興課	課長
	環境課	課長
建設部	建設管理課	課長
	土木課	課長
	都市整備課	課長
	建築住宅課	課長

別表亀山消防署の部中「亀山消防署」を「消防署」に改める。

(亀山市建設工事執行規則の一部改正)

第7条 亀山市建設工事執行規則(平成17年亀山市規則第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。)及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 〔(1)～(2) 略〕 (3) 主務課長 亀山市行政組織条例(平成17年亀山市条例第184号)第1条に規定する部に属さない課の長、 <u>亀山市事務分掌規則(平成30</u>	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 〔(1)～(2) 略〕 (3) 主務課長 亀山市行政組織条例(平成17年亀山市条例第184号)第1条に規定する部に属さない課 <u>及び</u> 亀山市事務分掌規則(平成30年

<p>年亀山市規則第5号) 第2条の表中欄に掲げる課及び室の長、歴史博物館長、亀山市保育所設置条例(平成17年亀山市条例第87号) 第2条の表に掲げる園の長、関認定こども園アスレ園長、会計課長、亀山市教育委員会事務局組織規則(平成30年亀山市教育委員会規則第4号) 第2条の表に掲げる課の長、図書館長、亀山市立学校設置条例(平成17年亀山市条例第62号) 第2条の表幼稚園の部に掲げる幼稚園の長、議事調査課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、<u>農業委員会事務局長並びに消防総務課長をいう。</u></p>	<p>亀山市規則第5号) 第2条の表中欄に掲げる課の長、歴史博物館長、亀山市保育所設置条例(平成17年亀山市条例第87号) 第2条の表に掲げる園の長、関認定こども園アスレ園長、会計課長、亀山市教育委員会事務局組織規則(平成30年亀山市教育委員会規則第4号) 第2条の表に掲げる課の長、図書館長、亀山市立学校設置条例(平成17年亀山市条例第62号) 第2条の表幼稚園の部に掲げる幼稚園の長、議事調査課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長並びに消防総務課長をいう。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

(亀山市公有財産規則の一部改正)

第8条 亀山市公有財産規則(平成17年亀山市規則第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。)及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に</p>

<p>掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 課長 亀山市行政組織条例（平成17年亀山市条例第184号）第1条に規定する部に属さない課の長、<u>亀山市事務分掌規則（平成30年亀山市規則第5号）第2条の表中欄に掲げる課及び室の長、歴史博物館長、亀山市保育所設置条例（平成17年亀山市条例第87号）第2条の表に掲げる園の長、関認定こども園アスレ園長、会計課長、亀山市教育委員会事務局組織規則（平成30年亀山市教育委員会規則第4号）第2条の表に掲げる課の長、図書館長、亀山市立学校設置条例（平成17年亀山市条例第62号）第2条の表幼稚園の部に掲げる幼稚園の長、議事調査課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、<u>農業委員会事務局長並びに消防総務課長をいう。</u></u></p>	<p>掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) 課長 亀山市行政組織条例（平成17年亀山市条例第184号）第1条に規定する部に属さない課及び<u>亀山市事務分掌規則（平成30年亀山市規則第5号）第2条の表中欄に掲げる課の長、歴史博物館長、亀山市保育所設置条例（平成17年亀山市条例第87号）第2条の表に掲げる園の長、関認定こども園アスレ園長、会計課長、亀山市教育委員会事務局組織規則（平成30年亀山市教育委員会規則第4号）第2条の表に掲げる課の長、図書館長、亀山市立学校設置条例（平成17年亀山市条例第62号）第2条の表幼稚園の部に掲げる幼稚園の長、議事調査課長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長並びに消防総務課長をいう。</u></p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

（亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則の一部改正）

第9条 亀山市印鑑の登録及び証明に関する条例施行規則（平成17年亀山市規則第78号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「地域観光課」を「地域サービス室」に改める。

（亀山市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則の一部改正）

第10条 亀山市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例施行規則（平成17年

亀山市規則第113号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
<p>(消防賞じゅつ金等審査委員会)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) <u>政策部長及び総務財政部長</u></p> <p>[(3) 略]</p> <p>[6～12 略]</p>	<p>(消防賞じゅつ金等審査委員会)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>[2～4 略]</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>[(1) 略]</p> <p>(2) <u>総合政策部長</u></p> <p>[(3) 略]</p> <p>[6～12 略]</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市表彰条例施行規則の一部改正)

第11条 亀山市表彰条例施行規則(平成17年亀山市規則第123号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
<p>(表彰審議会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>[2～5 略]</p> <p>6 審議会の庶務は、<u>広報秘書課</u>において処理する。</p>	<p>(表彰審議会)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>[2～5 略]</p> <p>6 審議会の庶務は、<u>政策課</u>において処理する。</p>
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市物品管理規則の一部改正)

第12条 亀山市物品管理規則(平成18年亀山市規則第4号)の一部を次のように改

正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 亀山市行政組織条例（平成17年亀山市条例第184号）第1条に規定する部に属さない課、<u>亀山市事務分掌規則（平成30年亀山市規則第5号）第2条の表中欄に掲げる課及び室、歴史博物館、亀山市保育所設置条例（平成17年亀山市条例第87号）第2条の表に掲げる園、関認定こども園アスレ、会計課、亀山市教育委員会事務局組織規則（平成30年亀山市教育委員会規則第4号）第2条の表に掲げる課、図書館、亀山市立学校設置条例（平成17年亀山市条例第62号）第2条の表幼稚園の部に掲げる幼稚園、議事調査課、選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局、<u>農業委員会事務局</u>並びに</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 課 亀山市行政組織条例（平成17年亀山市条例第184号）第1条に規定する部に属さない課<u>及び</u>亀山市事務分掌規則（平成30年亀山市規則第5号）第2条の表中欄に掲げる課、歴史博物館、亀山市保育所設置条例（平成17年亀山市条例第87号）第2条の表に掲げる園、関認定こども園アスレ、会計課、亀山市教育委員会事務局組織規則（平成30年亀山市教育委員会規則第4号）第2条の表に掲げる課、図書館、亀山市立学校設置条例（平成17年亀山市条例第62号）第2条の表幼稚園の部に掲げる幼稚園、議事調査課、選挙管理委員会事務局、監査委員会事務局並びに消防総務課をいう。</p>

消防総務課をいう。 [(2) ~ (4) 略]	[(2) ~ (4) 略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

様式第3号及び様式第4号中「総合政策部」を「総務財政部」に改める。

(亀山市名誉市民条例施行規則の一部改正)

第13条 亀山市名誉市民条例施行規則（平成20年亀山市規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
(審議会の会議) 第5条 [略] [2~5 略] 6 審議会の庶務は、 <u>広報秘書課</u> において処理する。	(審議会の会議) 第5条 [略] [2~5 略] 6 審議会の庶務は、 <u>政策課</u> において処理する。
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市男女共同参画審議会規則の一部改正)

第14条 亀山市男女共同参画審議会規則（平成21年亀山市規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第4条 審議会の庶務は、 <u>文化課</u> において処理する。	(庶務) 第4条 審議会の庶務は、 <u>文化スポーツ課</u> において処理する。

(亀山市まちづくり基本条例推進委員会規則の一部改正)

第15条 亀山市まちづくり基本条例推進委員会規則（平成22年亀山市規則第8号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>政策推進課</u> において処理する。	(庶務) 第6条 委員会の庶務は、 <u>政策課</u> において処理する。

(一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例施行規則の一部改正)

第16条 一人ひとりの人権が尊重される亀山市をつくる条例施行規則（平成25年亀山市規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
(審議会の庶務) 第4条 審議会の庶務は、 <u>文化課</u> において処理する。	(審議会の庶務) 第4条 審議会の庶務は、 <u>文化スポーツ課</u> において処理する。

(亀山市建築基準法施行細則の一部改正)

第17条 亀山市建築基準法施行細則（平成26年亀山市規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
(書類の閲覧等) 第24条 省令第11条の3第1項各号に掲げる書類（以下「概要書等」という。）の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）は、 <u>亀山市建設部建築住宅</u>	(書類の閲覧等) 第24条 省令第11条の3第1項各号に掲げる書類（以下「概要書等」という。）の閲覧の場所（以下「閲覧所」という。）は、 <u>亀山市産業建設部都市</u>

課とする。 [2～7 略]	整備課とする。 [2～7 略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市総合計画審議会規則の一部改正)

第18条 亀山市総合計画審議会規則（平成27年亀山市規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
(庶務) 第4条 審議会の庶務は、 <u>政策推進課</u> において処理する。	(庶務) 第4条 審議会の庶務は、 <u>政策課</u> において処理する。

(亀山市職員コンプライアンス条例施行規則の一部改正)

第19条 亀山市職員コンプライアンス条例施行規則（令和元年亀山市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分を同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分に改める。

改正後	改正前
(亀山市コンプライアンス推進会議の委員等) 第8条 条例第7条第2項の規則で定める者とは、副市長、 <u>政策部長、総務財政部長、市民文化部長、健康福祉部長、産業環境部長、建設部長、上下水道部長、危機管理監、地域医療部長、消防部長及び教育部長</u> をいう。 [2～6 略]	(亀山市コンプライアンス推進会議の委員等) 第8条 条例第7条第2項の規則で定める者とは、副市長、 <u>総合政策部長、生活文化部長、健康福祉部長、産業建設部長、上下水道部長、危機管理監、地域医療部長、消防部長及び教育部長</u> をいう。 [2～6 略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。